

令和7年3月3日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

番号	件 名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
88	姫路（6）紙裁断機 (中) 保守点検ほか 1件	陸上自衛隊姫路 駐屯地	7.3.31	7.3.3	7.3.11 10時30分	7.3.11 10時30分	なし	総品目総額

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する事項：担当 姫路駐屯地業務隊 管理課 西尾（内線341）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4QFN1HM00880		単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定		
NO	調達要求番号	物品番号	品 名			使用期限等	引 渡 場 所			
	部品番号 または 規格					グ ループ	搬 入 場 所			
	使用器材名					納 期	検査			
1	4RN71AE0031	0001				ST 1.00	姫路駐屯地	包装		
	姫路（6）紙裁断機（中）保守点検						姫路駐屯地業務隊 管理科営繕			
	仕様書のとおり						姫路駐屯地			
	4RN71AE0032	0001				ST 1.00	令和7年3月31日			
2	姫路（6）紙裁断機（小）保守点検						姫路駐屯地	包装		
	仕様書のとおり						姫路駐屯地業務隊 管理科営繕			
	仕様書のとおり						姫路駐屯地			
	- 以 下 余 白 -						令和7年3月31日			

仕様書

1 役務件名

姫路（6）紙裁断機（中）保守点検

2 役務場所

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

3 役務期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

（実施予定日：令和7年3月下旬頃）

4 役務概要

- (1) 本役務は、陸上自衛隊姫路駐屯地内の下記紙裁断機1台の保守を実施するものである。

名称	型番	メーカー	備考
紙裁断機	NS-506SPH	ナカバヤシ(株)	

5 点検内容

- (1) 外観・・・各部ボルト等の緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。
- (2) 制御基盤・・・基盤の動作及び接続を確認する。
- (3) 操作部分・・・操作パネルの表示ランプの点灯、スイッチ類の動作を確認する。
- (4) 制御機能・・・制御機能の動作を確認する。
- (5) 安全装置・・・モーター停止、警告音、リバース等の確認をする。
- (6) 内部装置
ア チェーン及びチェーンギアのグリスアップをする。
イ カッター部の紙詰まりを確認し、オイリングをする。
ウ カッター刃の磨耗、欠落、損傷がないかを確認する。
エ モーターから異常音が出ていないかを確認する。
- (7) その他
ア ダストが詰まっていないかを確認する。
イ 残存物を除去し、清掃を実施する。

6 一般事項

(1) 総則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装 備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業 務共通仕様書及び関係法令並びに監督官の指示による。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 役務工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、官側の承認 後に実施する。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官の指示によ り行う。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしない。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を 受け請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官の指示を受けた後、再開する。

(6) 材料

ア 使用材料はすべて新品とする。

イ 材料は監督官の検査を受け、合格したものを使用する。

ウ 材料は日本工業規格（JIS）等を標準とし、これらの規格のな いものについては監督官の指示を受ける。

エ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。

(7) 中間検査

役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、監督官に立会の有 無を確認の上実施する。

件名	姫路（6）紙裁断機（中）保守点検	
種別	仕様書（1）	図番
姫路駐屯地業務課管理科		1/4

(8) 水道、電気料等の使用

役務に必要とする水、電気等は請負業者が準備するものとし、やむを得ず官側のを使用する場合は、事前に監督官に申し出て所定の手続きをし、官側の算定に基づき請負業者が料金を支払うものとする。

(9) 作業時間

ア 役務実施時間は、特記事項による。

特記事項に記載がない場合は、原則平日 08：15～17：00 とする。

なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承諾を受けること。

イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、官側において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、受注者はその指示に従うこと。

(10) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(11) 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納すること。

(12) 役務現場の管理

ア 役務場所への実施者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り
火災、盗難、及びその他事故防止については、請負業者の責任でこれを管理すること。

イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。

万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復するものとする。

(13) 安全管理

ア 役務実施者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努めること

ウ 現場代理人は、常駐とする。

(14) 提出書類

請負業者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出すること。

なお、下請負契約を締結して役務を実施する場合は、施工体制台帳を提出すること。

ア 工程表	・・・ 1部（契約締結後速やかに）
イ 内訳明細書	・・・ 1部（契約締結後速やかに）
ウ 現場代理人等通知書・経歴書	・・・ 1部（契約締結後速やかに）
エ 打合せ簿	・・・ 1部（その都度）
オ 着手届	・・・ 1部（役務着手時）
カ 完成通知書	・・・ 1部（役務完了後速やかに）
キ 作業写真	・・・ 1部（役務完了後速やかに）
ク 点検結果報告書	・・・ 1部（役務完了後速やかに）
ケ 資格証明書	・・・ 1部（役務完了後速やかに）
コ その他指示された書類	・・・ 1部（その都度）

(15) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務、隠ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し、監督官に提出する。

なお、材料は、搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(16) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。

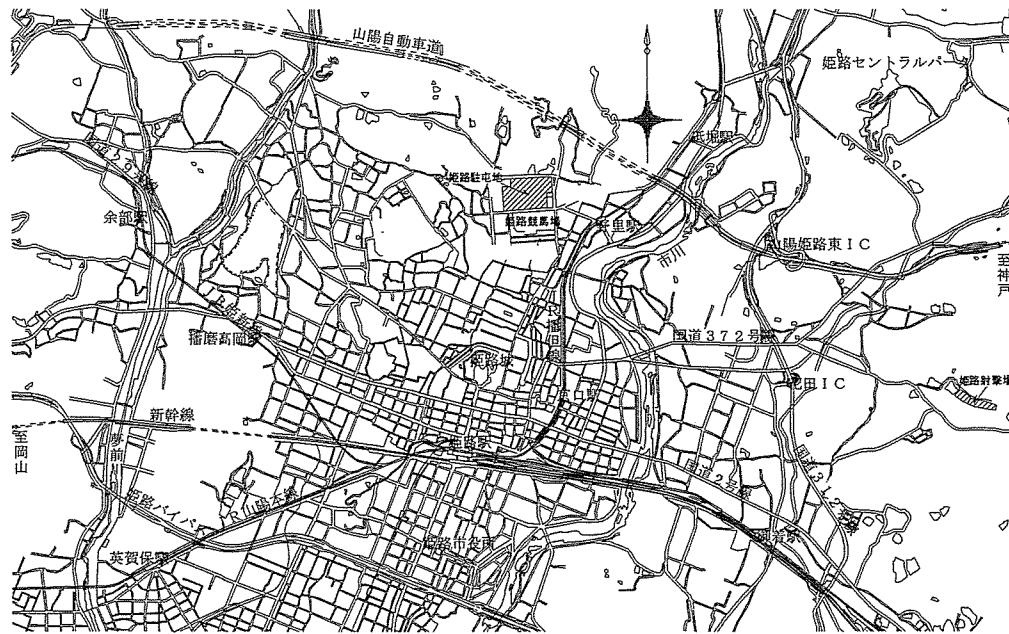
なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約期間の延長はしないものとする。

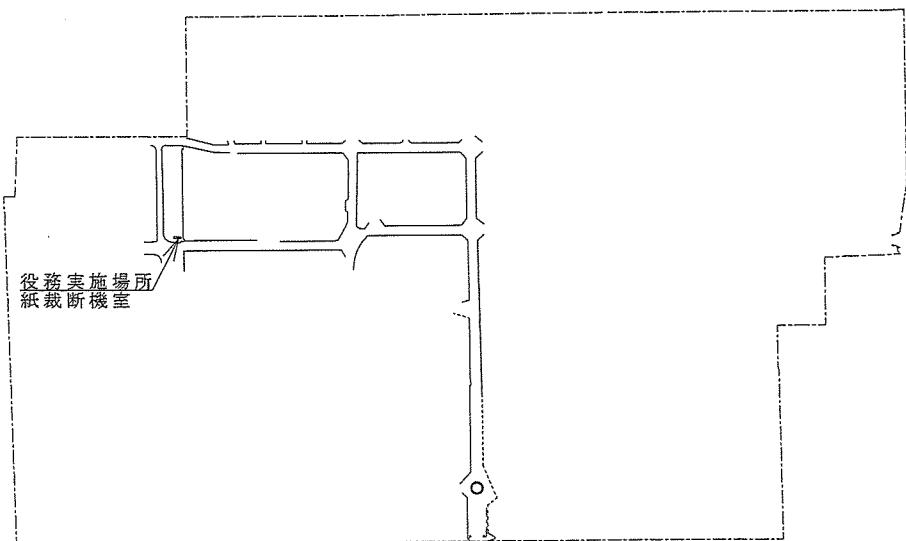
7 特記事項

- (1) 保守点検に係る消耗品及び軽微な調整・修理に掛かる費用は請負業者の負担とする。
- (2) 作業中において異常を発見した場合は、速やかに原因究明し、状況を監督官へ報告すること。その際、復旧に部品材料等が必要な場合は監督官に見積書を提出し改善提案を行うこと。
- (3) 実施日は、令和7年3月下旬頃を予定しているが細部は、監督官と協議の上、決定する。

件名	姫路（6）紙裁断機（中）保守点検	
種別	仕様書（2）	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	2/4

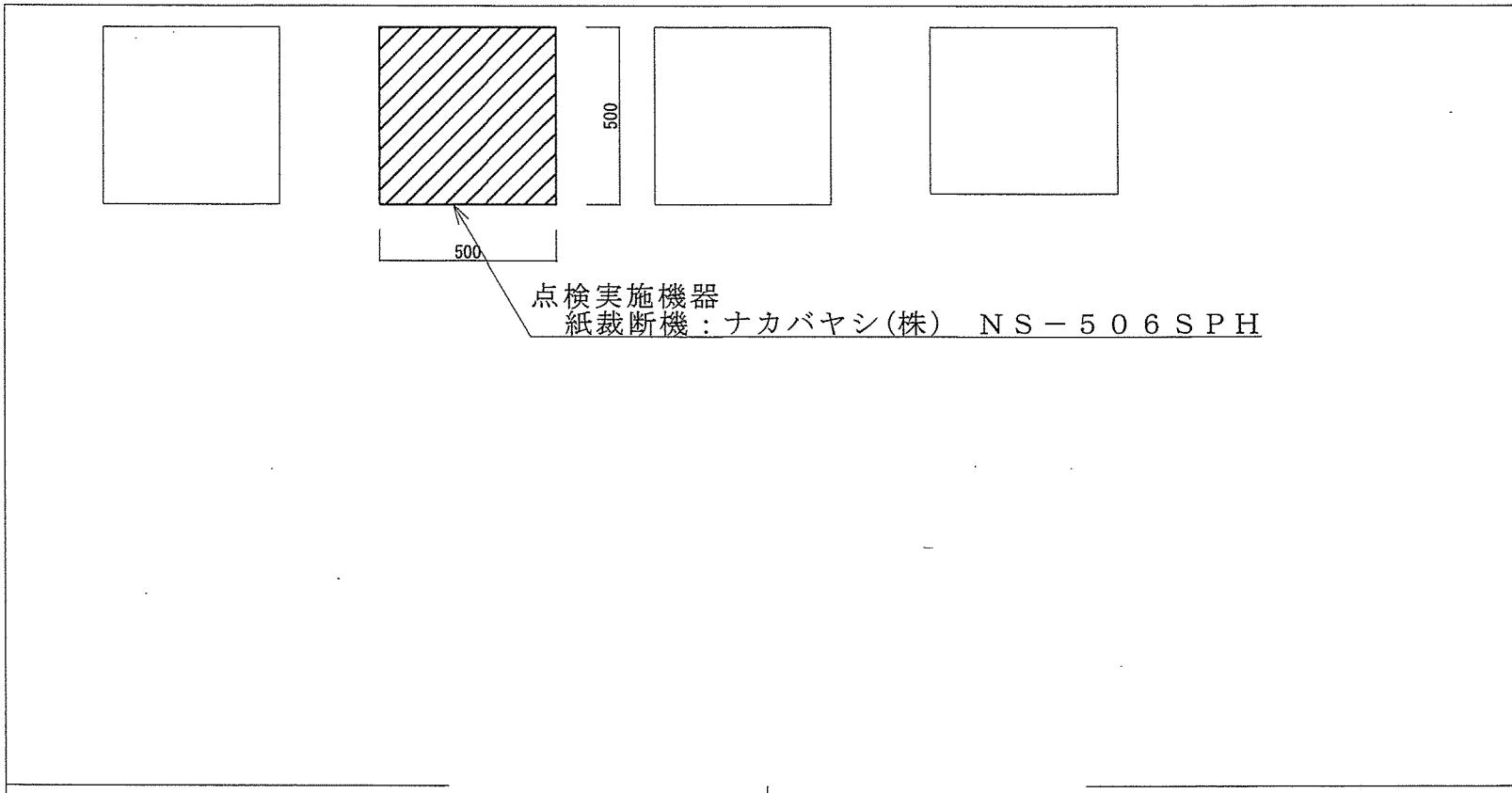


案内図 S=1:100,000



配置図 S=1:6,000

件名	姫路（6）紙裁断機（中）保守点検	
種別	案内図・配置図	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		3/4



紙裁断機室平面図 S=1/40

件名	姫路（6）紙裁断機（中）保守点検	
種別	紙裁断機室平面図	図番
姫路駐屯地業務隊管理科		4/4

仕様書

1 役務件名

姫路（6）紙裁断機（小）保守点検

2 役務場所

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

3 役務期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

（実施予定日：令和7年3月下旬頃）

4 役務概要

- (1) 本役務は、陸上自衛隊姫路駐屯地内の下記紙裁断機1台の保守を実施するものである。

名称	型番	メーカー	備考
紙裁断機	30434-6XC	(株)ダーレジャパン	

5 点検内容

- (1) 外観・・・各部ボルト等の緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。
- (2) 制御基盤・・・基盤の動作及び接続を確認する。
- (3) 操作部分・・・操作パネルの表示ランプの点灯、スイッチ類の動作を確認する。
- (4) 制御機能・・・制御機能の動作を確認する。
- (5) 安全装置・・・モーター停止、警告音、リバース等の確認をする。
- (6) 内部装置
ア チェーン及びチェーンギアのグリスアップをする。
イ カッター部の紙詰まりを確認し、オイリングをする。
ウ カッター刃の磨耗、欠落、損傷がないかを確認する。
エ モーターから異常音が出ていないかを確認する。
- (7) その他
ア ダストが詰まっていないかを確認する。
イ 残存物を除去し、清掃を実施する。

6 一般事項

(1) 総則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装 備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業 務共通仕様書及び関係法令並びに監督官の指示による。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 役務工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承 認後に実施する。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官の指示によ り行う。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしない。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受 け請負業者の責任において実施するものとする。

(5) 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官の指示を受けた後、再開する。

(6) 材料

ア 使用材料はすべて新品とする。

イ 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。

ウ 材料は日本工業規格（JIS）等を標準とし、これらの規格のな いものについては監督官の指示を受ける。

エ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。

(7) 中間検査

役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、監督官に検査の有 無を確認の上実施する。

件名	姫路（6）紙裁断機（小）保守点検	
種別	仕様書（1）	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/4

(8) 水道、電気料等の使用

役務に必要とする水、電気等は請負業者が準備するものとし、やむを得ず官側のを使用する場合は、事前に監督官に申し出て所定の手続きをし、官側の算定に基づき請負業者が料金を支払うものとする。

(9) 作業時間

ア 役務実施時間は、特記事項による。

特記事項に記載がない場合は、原則平日 08:15 ~ 17:00 とする。

なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承諾を受けること。

イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、官側において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、請負業者はその指示に従うこと。

(10) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(11) 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納すること。

(12) 役務現場の管理

ア 役務場所への実施者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り
火災、盗難、及びその他事故防止については、請負業者の責任でこれを管理すること。

イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。

万一損傷を与えた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。

(13) 安全管理

ア 役務実施者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努めること

ウ 現場代理人は、常駐とする。

(14) 提出書類

請負業者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき必要書類を提出すること。

なお、下請負契約を締結して役務を実施する場合は、施工体制台帳を提出すること。

ア 工程表	・・・ 1部 (契約締結後速やかに)
イ 内訳明細書	・・・ 1部 (契約締結後速やかに)
ウ 現場代理人等通知書・経歴書	・・・ 1部 (契約締結後速やかに)
エ 打合せ簿	・・・ 1部 (その都度)
オ 着手届	・・・ 1部 (役務着手時)
カ 完成通知書	・・・ 1部 (役務完了後速やかに)
キ 作業写真	・・・ 1部 (役務完了後速やかに)
ク 点検結果報告書	・・・ 1部 (役務完了後速やかに)
ケ 資格証明書	・・・ 1部 (役務完了後速やかに)
コ その他指示された書類	・・・ 1部 (その都度)

(15) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務、隠ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し、監督官に提出する。

なお、材料は、搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(16) 完成検査

請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに監督官の完成検査を受けるものとする。

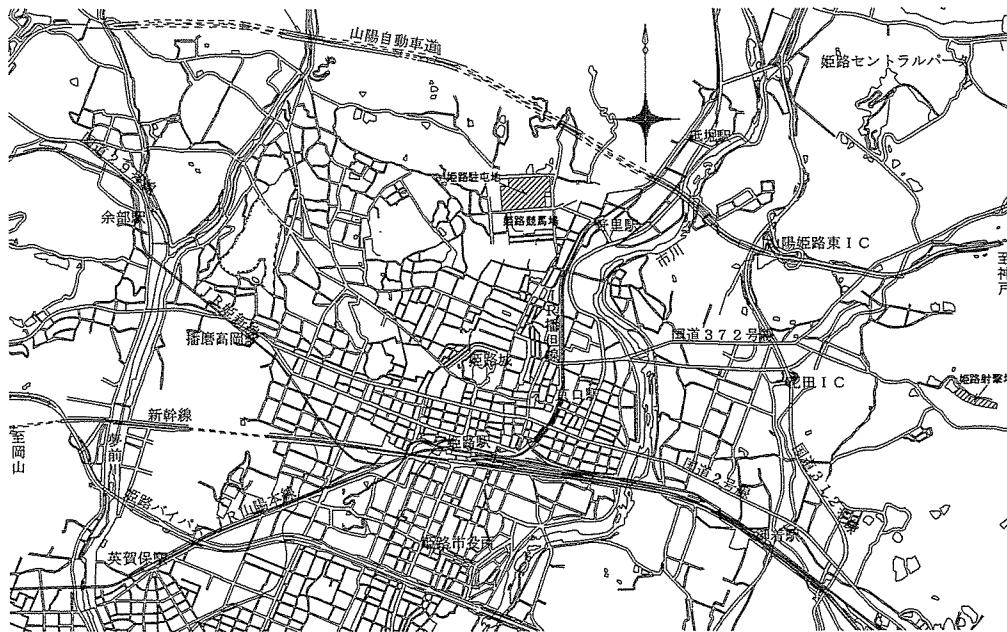
なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約期間の延長はしないものとする。

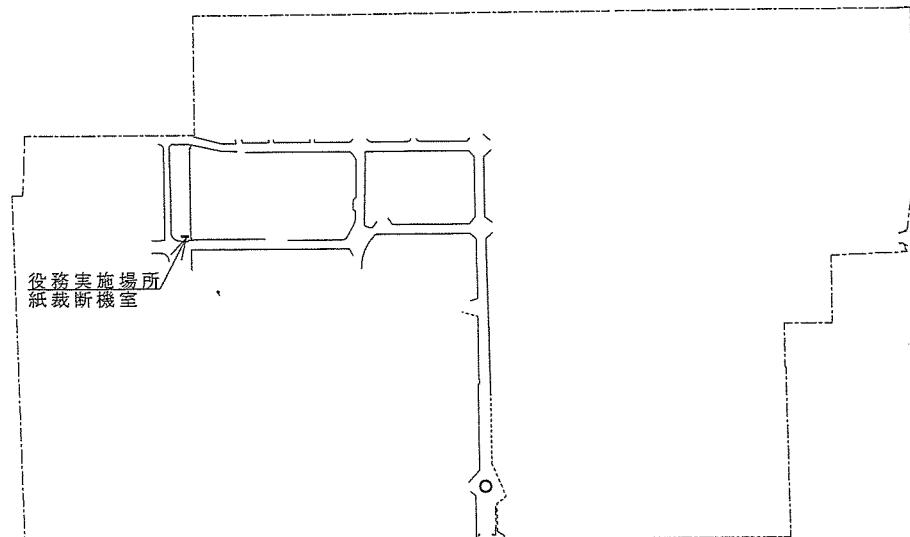
7 特記事項

- (1) 保守点検に係る消耗品及び軽微な調整・修理に掛かる費用は請負業者の負担とする。
- (2) 作業中において異常を発見した場合は、速やかに原因究明し、状況を監督官へ報告すること。その際、復旧に部品材料等が必要な場合は監督官に見積書を提出し改善提案を行うこと。
- (3) 実施予定日は令和7年3月下旬頃を予定しているが、細部は監督官と協議の上、決定する。

件名	姫路(6)紙裁断機(小)保守点検	
種別	仕様書(2)	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	2/4

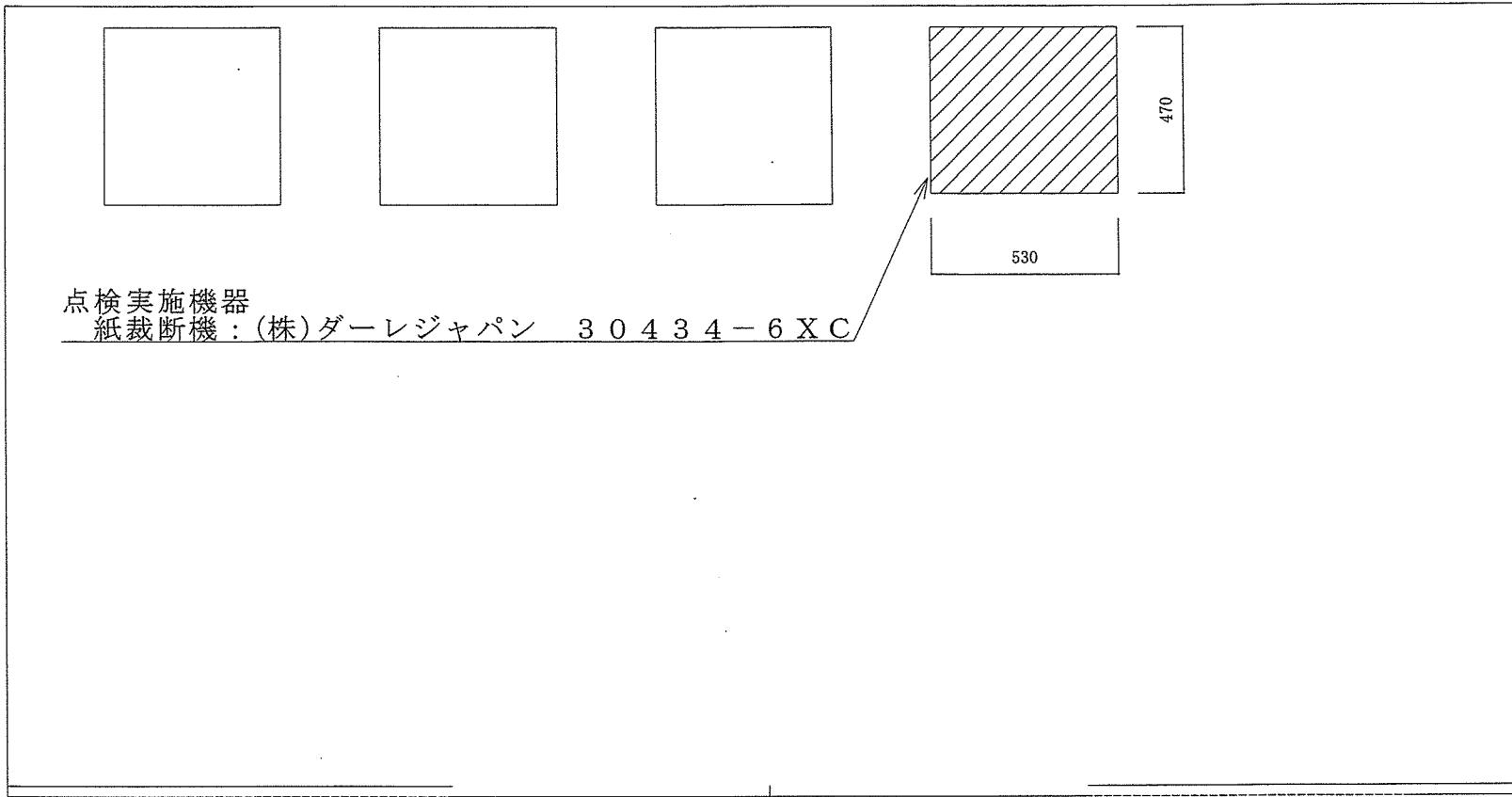


案内図 S=1:100,000



配置図 S=1:6,000

件名	姫路（6）紙裁断機（小）保守点検	
種別	案内図・配置図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	3/4



紙裁断機室平面図 S=1/40

件名	姫路(6)紙裁断機(小)保守点検	
種別	紙裁断機室平面図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	4/4

見 積 書

件名リスト一連番号

88

見積金額￥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額
姫路（6）紙裁断機（中）保守点検	仕様書のとおり	式	1		
姫路（6）紙裁断機（小）保守点検	仕様書のとおり	式	1		
納入（履行）場所	陸上自衛隊姫路駐屯地		納期（履行期間）	7.3.31	
契約保証金	(免 除)		入札（見積）書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 3月 11日

分任契約担当官

陸上自衛隊姫路駐屯地

第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

市 價 調 査 書

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

市価調査書は
令和7年3月7日(金) 13時までにF
AXまたはメールにて提出をお願いし
ます。
別途内訳を添付して下さい（様式隨
意）

۲۷۰

履行場所：陸上自衛隊姫路駐屯地
納期（履行期間）：令和7年3月31日

住所・名称・代表者名

令 和 年 月 日

印

内訳 (税抜き)